

自分の住所・氏名を記入

			—				
--	--	--	---	--	--	--	--



兵庫県立青雲高等学校 兵庫県神戸市長田区池田谷町 2 丁目 5
電話 078-641-4200

ビジネス法規 放送視聴②

折り目②

本校 2 階の提出箱に出すとき

1. 左右のページの 3 カ所の太線内を記入
記入がないと受け付けません。
2. ①②③の折り目の線を順番に折る。

⑧

郵便で出すとき(上の 1,2 に続けて作業)

3. 青雲高校のあて名が見えるように重ねる。
4. ホッチキスで指定の 1 カ所をとめる。
5. 15 円分の切手をはる。(1 カ所)

その他の注意

本校が休みの日やあいている日でも夕方 5 時を過ぎて届いたとき
→次にあく日の受付になります。

- ①毎週火曜日と土曜日は本校は休みです。
- ②祝祭日が火曜日やスクーリング、学校行事と重なったときは、他の日が振替休日になります。

折り目③

6 5 3 - 0 8 2 1

神戸市長田区池田谷町 2 丁目 5

兵庫県立 **青雲高等学校**
(電話 078-641-4200)

15円分
の切手を
はる

ビジネス法規 (放送視聴②)

担当者

先生

ホッチキス(郵送のときだけ)

折り目①

ビジネス法規		放送視聴②	年次一組	登録番号	評 価
学習 内容	第 2 章 2 財産権 債権の担保 教科書 P30～P41	—			合格・不合格
		氏名			

<指示>

- 教科書を読みながら課題に取り組む。
 - ①～⑮空欄に適切な語句を記入する
 - 「確かめてみよう！」を解く
 - 感想を書く（ひとマスに1文字で、15行以上書くこと）
 - レポートと同じ要領で郵送または事務室前の提出箱に入れる
- * 注 *
- 報告用紙は、必ず手書きで記入すること。
 - 他人の視聴報告の丸写しは無効とします。
 - 2時間以上放送視聴を希望する人は、異なる課題を提出すること。
 - 空欄がある場合は、不合格とします。



■語句を記入しましょう！

3 債権の担保

債権者は債務者に対して一定の内容の給付を請求できるが、債務者が債務を履行しない場合にそなえて、あらかじめ債権者・債務者間で手当てを講じておくことができる。特定の債権については、法律の規定によって債権の確保が認められるものもある。とくに貸金債権などの金銭債権について、債務不履行の場合に対する手段が講じられることが多い。このような手段を(①)とよんでおり、これには、(②)(物による担保)と(③)(人による担保)とがある。

1 物的担保（物による債権の担保）

(a) 債権者平等の原則と担保物権

債権者が何人もいる場合には、債権者は、債務者の財産に対してお互いに平等の権利をもち、他の債権者に優先して権利を行使することはできないのが原則である。したがって、債務者の財産が債権の合計額よりも少ないときには、最終的には、債権者は、債務者の財産を金銭にかえて、それぞれの債権額に比例して分配するほかない。これを(④)とよんでいる。

債務の弁済については、このような取り扱いがされるため、ある人が債務者に資金を貸したときには、債務者の財産から弁済を受ける見込みが十分あったとしても、その後債権者が多くなった場合には、貸金の取り立てができなくなる危険がある。そこで、債権者をこのような危険から守り、債権を確実に取り立てられるようにするための方法として、(⑤)がある。

(⑥)には、(⑦)と(⑧)がある。

(b) 法定担保物権

法律によって当然に認められる担保物権を法定担保物権といい、これには留置権と先取特権がある

①留置権

他人の物を占有している者が、その物に関して生じた債権の弁済を受けるまで、その物を自分のところに留置することができる権利を、(⑨)という(民 295)。

留置権者は物を留置しておくことによって、弁済をうながすだけであり、自分でそれを金銭にかえて、他の債権者に優先して弁済を受ける権利はない(民 295)。なお、商人間の留置権は、債権がその物に関して生じたということは必要でなく、債務者の所有物を債権者が占有していれば成立する(商 521)。

②先取特権

特定の債権者が、公平などの立場からとくに保護されて、債務者の全財産あるいは特定の財産から、優先して弁済が受けられる権利を、(10)) という(民 303)。

(c) 約定担保物権

当事者間の契約によって生ずる担保物権を約定担保物権といい、これには、質権と抵当権がある。

①質権

債権の担保として、債務者または第三者 ((11))) が債権者に引き渡した物を、債務の弁済があるまで債権者が占有し、弁済期がきても弁済がない場合には、その物を競売してその代金から他の債権者に優先して弁済を受けることができる権利を、(12)) という(民 342)。

質権は、債権者と債務者（または第三者）との間で、質権を設定する契約を結び、目的物を債権者に引き渡すことによって成立する(民 344)。質権の目的物は、動産をはじめ、不動産や債権などであるが、年金債権のように、法律上譲渡できないものは、質入れができない(民 343)。

質権者は、目的物を自分で継続して占有していることがたてまえである。とくに質権者は、質権設定者に質物を占有させることはできない(民 345)。なお、債務者が弁済期に債務の弁済をしないときは、質物は質権者の所有物になるという契約を (13)) というが、この契約は、債務者を保護するために、民法上は禁止されている(民 349)。しかし、商取引上の債権を担保するための質権や、質屋営業法によって認められた質屋の質権については、流質契約が認められている(商 515, 質屋営業法 1)。

②抵当権

目的物を債務者（または第三者）が占有したままで債権の担保とし、債務者が弁済期に弁済しない場合には、債権者が、その目的物を競売して、その代金から他の債権者に優先して弁済を受けることができる権利を (14)) という(民 369)。

質権は、目的物を債務者（または第三者）から、債権者に引き渡さなければ、効力を生じない。これに対し、抵当権は、目的物を債務者（または第三者）が占有したままで成立する担保物権である。そこで、債権者が、抵当権をもっていることを他の債権者などの第三者に主張するには、登記をしなければならない(民 177)。

抵当権は、原則として、不動産にしか設定することができない。そして、同一物のうえに、順番にいくつもの抵当権を設定できる。その場合に、弁済を受ける優先順位は、登記した順序によることになっており(民 373・374)、一番抵当・二番抵当などとよばれる。

また、このほかに実務上の必要性から取引上の慣習として発達し、判例で認められた譲渡担保がある。所有権留保も債権担保の手段として用いられている。

(d) 譲渡担保

債権を担保する目的をもって債務者（または第三者）の財産の所有権を債権者に譲渡することを、広く (15)) という。

この方法は、たとえば、使用中の機械などの生産用具を担保にするのに便利なので、広く行われている。

(e) 所有権留保

商品売買のさいに、買い主が代金の全額を支払うまで、その商品の所有権を売り主側に留保することによって、代金債権を担保する方法である。たとえば、割賦販売において、商品は買い主に引き渡されて、買い主が使用・収益できるが、商品の所有権は、原則として、代金完済まで売り主にあるとするものである(割賦販売法 7)。

■確かめてみよう！

次の文の□のなかにあてはまる適切な語を、下の語群から選び、記号で答えなさい。

- (1) 債務者が、債務を履行しない場合にそなえて、債権者が講ずる手段を□①といい、これには□②と□③がある。

兵庫県教育委員会認可通信教育

- | | | | |
|------|-------------|-----------|-----------|
| 【語群】 | ア. 債権者平等の原則 | イ. 約定担保物権 | ウ. 債権額 |
| | エ. 所有権留保 | オ. 物的担保 | カ. 譲渡担保 |
| | キ. 人的担保 | ク. 担保 | ケ. 法定担保物権 |

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨

※ 15 行に達しない、内容が適切でない、余白（改行）が多い等の場合は不合格とします。

[illegible]